

条 例 名	理 由	要 旨
<p>奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例の一部を改正する条例</p>	<p>県議会議員の報酬の額を暫定的に減額する措置を講ずるため、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>1 議員報酬額 この条例の施行の日から令和9年4月29日までの間における議員報酬の額を次のとおり減額する。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬の月額、減額前の額とすることとする。</p> <p>(1) 議長 月額 96万5千円 → 月額 77万2千円</p> <p>(2) 副議長 月額 84万3千円 → 月額 67万4千4百円</p> <p>(3) 議員 月額 77万8千円 → 月額 62万2千4百円 (附則第10項関係)</p> <p>2 施行期日 公布の日の属する月の翌月の初日から施行する。 (改正附則関係)</p> <p>※議員報酬額の減額措置を、議員任期の残りの全期間行うための所要の改正をしようとするものである。</p>